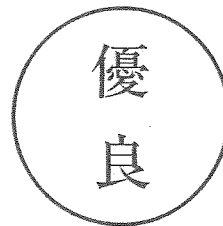


許可番号 第 7117-004394 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県尼崎市東塚口町二丁目4番27号
名 称 株式会社 摂津清運
代 表 者 代表取締役 鳥羽 研司



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

尼崎市長 松本 眞



許 可 の 年 月 日 平成 29 年 9 月 30 日

許 可 の 有 効 期 限 令和 6 年 9 月 29 日

1. 事業の範囲

(1) 収集運搬業 (積替え・保管を含まない。)

取扱産業廃棄物の種類

- ① 燃え殻
 - ② 汚泥
 - ③ 廃油
 - ④ 廃酸
 - ⑤ 廃アルカリ
 - ⑥ 紙くず
 - ⑦ 木くず
 - ⑧ 繊維くず
 - ⑨ 動物又は植物に係る固形状の不要物
 - ⑩ ゴムくず
 - ⑪ 鋳さい
 - ⑫ 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
 - ⑬ ばいじん
 - ⑭ 政令第2条13号廃棄物
- 以上 14 種類 (①③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
(①②④⑤⑪⑬は、水銀含有ばいじん等を含む。)

(2) 収集運搬業 (積替え・保管を含む。)

取扱産業廃棄物の種類 (②④⑩⑪は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

- ① 燃え殻
 - ② 汚泥
 - ③ 廃油
 - ④ 廃プラスチック類
 - ⑤ 紙くず
 - ⑥ 木くず
 - ⑦ 繊維くず
 - ⑧ 動物又は植物に係る固形状の不要物
 - ⑨ ゴムくず
 - ⑩ 金属くず
 - ⑪ ガラスくず・コンクリートくず (工作物の除去等を除く。) 及び陶磁器くず
 - ⑫ 鋳さい
 - ⑬ 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
 - ⑭ ばいじん
 - ⑮ 政令第2条13号廃棄物
- 以上 15 種類 (①②⑫⑭は、水銀含有ばいじん等 (水銀回収義務対象物を除く。)) を含む。
(②④⑪⑬は、石綿含有産業廃棄物を含む。)

(裏面に続く。)

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

複写

許可番号 第 7117-004394 号

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	兵庫県尼崎市東塚口町 2 丁目 3 番・4 番 27 号	
面積	152.12 m ²	
種類	保管上限	積み上げることができる高さ
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・陶磁器くず、がれき類	131.20 m ³	屋内保管
石綿含有産業廃棄物 (廃プラスチック類、ガラス・陶磁器くず、がれき類)	45.92 m ³	屋内保管
石綿含有産業廃棄物 (汚泥)	3.0 m ³	容器を用いた保管
汚泥、動植物性残さ	24.42 m ³	容器を用いた保管
燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、 政令第 2 条 13 号廃棄物	60.12 m ³	屋内保管
廃油	3.4 m ³	容器を用いた保管
水銀含有ばいじん等 (水銀回収義務対象物を除く。) (燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん)	8.2 m ³	容器を用いた保管
水銀使用製品産業廃棄物 (汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラス・陶磁器くず)	6.15 m ³	容器を用いた保管

3. 許可の条件

- (1) 当該産業廃棄物の運搬先については事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。
- (2) 保管施設の維持管理を適切に行い、当該産業廃棄物の飛散、流出及び地下浸透等の発生防止に留意すること。
- (3) 当該保管施設を変更する場合は、事前に市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和 51 年 10 月 29 日	新規許可	平成 26 年 8 月 15 日	変更許可
平成 23 年 5 月 31 日	優良確認	平成 29 年 9 月 30 日	更新許可

5. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無

以上

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。